



JASDAQ

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 ヒューマンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 朋也
(J A S D A Q ・ コード 2 4 1 5)
問 合 せ 先 執行役員総合企画担当 佐藤 安博
(T E L : 0 3 - 6 8 4 6 - 8 0 0 2)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日に開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開を勘案し、定款第 2 条に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。
- ①業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約の締結が認められたため、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 27 条及び第 35 条の一部を変更するものであります。なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- ②補欠の役員に関する会社法第 329 条の項数に変更があったため、定款第 30 条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の理由は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>【目的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) ～ (4) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> ～ <u>(17)</u> (条文省略)</p>	<p>【目的】</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること</p> <p>(1) ～ (4) (現行どおり)</p> <p><u>(5)</u> 保育事業</p> <p><u>(6)</u> 翻訳事業</p> <p><u>(7)</u> ～ <u>(19)</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設) (新設) (18) ~ (19) (条文省略) 2. ~ 7. (条文省略) (新設) (新設) 8. ~ 18. (条文省略) (新設) (新設) (新設) 19. ~ 21. (条文省略)</p>	<p>(20) <u>フランチャイズ事業</u> (21) <u>スポーツその他の文化事業の興業</u> (22) <u>ネイルサロン等のビューティサロン事業</u> (23) ~ (24) (現行どおり) 2. ~ 7. (現行どおり) 8. <u>保育事業</u> 9. <u>翻訳事業</u> 10. ~ 20. (現行どおり) 21. <u>フランチャイズ事業</u> 22. <u>スポーツその他の文化事業の興業</u> 23. <u>ネイルサロン等のビューティサロン事業</u> 24. ~ 26. (現行どおり)</p>
<p>【取締役の責任免除】 第27条 (条文省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>【取締役の責任免除】 第27条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>【監査役の任期】 第30条 (条文省略) ② (条文省略) ③会社法第329条第2項にもとづき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>【監査役の任期】 第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③会社法第329条第3項にもとづき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>【監査役の責任免除】 第35条 (条文省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>【監査役の責任免除】 第35条 (現行どおり) ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上